

8月30日(日)に 総合防災訓練を実施します

8月30日(日)は総合防災訓練の日です。今年のテーマは、「そのとき、家族を救えるのは…今の『あなた』です!」。総合運動公園多目的広場で午前9時30分～正午に行います。主な訓練内容は、以下のとおりです。

■防災講演

阪神・淡路大震災を経験し、その後、神戸市で復旧復興ボランティア活動を行った米田和哲氏を講師に迎え、防災についての講演会を行います。

■緊急車両の展示・搭乗体験

消防・警察・自衛隊による関係車両の展示や、はしご車先端バスケットへの搭乗体験を実施します。



自衛隊の車両展示

■シェイクアウト訓練(危険回避行動一斉訓練)

やちよ防災情報メールなどにより、地震発生時の危険回避行動を各地で一斉に行う訓練です。
①ドロップ(まず低く)、②カバー(頭を守り)、③ホールド・オン(動かない)の3つの安全行動を行います。やちよ情報メールの登録方法は2ページ右側をご覧ください。



▲シェイクアウトの手順

■初期消火訓練 水消火器を使って、初期消火訓練を行います。火に見立てた的を目標けて、離れた場所から水を噴射します。



▲放水体験

■煙中避難訓練 煙体験ハウスを使います。火災時の煙が発生している状況を再現し、避難の仕方を学びます。

■土のう作り・積み方訓練 風水害時に備え、土のうの作り方と積み方を学びます。

■応急手当訓練 三角巾を使った、災害時に負傷した時の応急手当を学びます。

■家具等転倒防止の啓発 自主防災組織による家具が倒れないようにする方法の紹介です。実際に棚などを使いながら説明します。

■心肺蘇生法訓練 AEDも使って、心肺蘇生法の訓練を行います。



心肺蘇生法訓練

■スタンプラリー

小学生以下を対象にしたスタンプラリーを実施し、市のイメージキャラクター「やっち」のピンバッジまたはクリアファイルをプレゼントします(数に限りがあります)。



その他にも、各種訓練や体験ができるコーナーがたくさんあります。ぜひご来場ください。

▲ピンバッジとクリアファイル

あなたの家は大丈夫ですか。 木造住宅耐震診断で確認を

■木造住宅の無料耐震診断・建築相談会

お住まいの木造住宅について、千葉県建築士会八千代支部の建築士が簡単な診断や耐震改修のアドバイスなどを行います。また、耐震講座も同時開催します。

▶日時 9月14日(月) 住宅耐震診断・建築相談会(午前10時～午後4時)、一級建築士による耐震講座(午後1時～2時) ▶場所 市役所6階第3・4会議室 ▶問い合わせ 建築指導課へ ※当日は図面などの資料をお持ちください

■木造住宅耐震診断・改修費の補助制度

木造住宅耐震診断費用の一部を補助します。昭和56年以前に着工した木造住宅を所有し、現在そこに住んでいる人が対象。補助金額は、耐震診断が費用の3分の2で上限6万円。詳しくは建築指導課へ。

地域で行う防災訓練

災害時に助け合えるのは、隣近所の皆さんです。普段から顔が見えるお付き合いをしていると心強いものです。

できるだけ日頃から防災訓練など地域の活動に参加して、助け合える関係を作っておきましょう。

今年度は各地域で次の日程で自主防災組織を中心に防災訓練を行います。昨年度は、心肺蘇生法や、応急手当訓練、消火訓練、煙中避難体験などを行いました。今年度も災害時に役に立つ訓練を中心に行う予定です。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って、お住まいの地域で訓練が行われるときは積極的に参加を。喉元過ぎれば熱さを忘れないように家族一緒に参加してください。



▲仮設トイレを協力して組み立てます

地域	日時	場所
八千代台東南	10月3日(土) 10:00~12:00	中央消防署
八千代台西北	10月3日(土) 14:00~16:00	八千代台小学校
村上高野	10月4日(日) 10:00~12:00	村上中学校
緑が丘	10月4日(日) 14:00~16:00	新木戸小学校
大和田八千代中央	10月11日(日) 9:30~12:00	大和田西小学校
阿蘇	10月24日(土) 10:00~12:00	米本南小学校
勝田台	11月14日(土) 9:30~12:00	勝田台中央公園
睦	11月15日(日) 10:00~13:00	睦中学校
高津	11月21日(土) 10:00~12:00	西高津小学校

政治家の寄附行為は禁止

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めることは厳しく制限されています。ルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。詳しくは選挙管理委員会(483) 1151へ

●政治家の寄附の禁止

政治家(公職の候補者、公職の候補者になろうとする人、現在公職にある人)が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①～④を除き、その時期や名義のいかんに関わらず罰則を持って禁止されています。①政党そのほかの政治団体や親族に対する寄附 ②政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償 ③政治家本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀 ④政治家本人が自ら出席する葬式・通夜の香典 ⑤の補償の内、食事や食料を提供することは、罰則の対象となります。③④に当てはまる場合でも、選挙に関与しなされた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は、罰則の対象となります。また、政治家以外の人、政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。

【禁止される寄附の例】▼お中元やお歳暮を贈ること ▼開店祝い花輪などを贈ること ▼祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりすること

●政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止

有権者が政治家に対し、寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を威迫(脅して、無理にやらせること)して要求をすること、政治家の当選や、被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めることは、罰則の対象となります。

●その他の禁止行為

選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。
▼政治家の関係会社などが、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行うこと ▼後援団体が寄附を行うこと ▼時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆によるものを除く) ▼あいさつを目的とする有料広告を掲載すること

(選挙管理委員会)

9月議会は9月1日(火)開会予定

27年第3回定例会は、9月1日(火)午前10時に開会予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが、今期定例会で協議されます。
■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜を除く)から録画中継でも見ることが出来ます。詳しくは、議事事務局(483) 1151へお問い合わせください。(議事課)